

議第26号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって登録証明の申請に用いるものに、暗証番号その他必要な事項を入力することにより登録証明の申請をする場合は、登録証の添付を要しない。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって印鑑登録の証明の申請に用いるものにより、個人番号カードを用いて当該申請をするときは、印鑑登録証の添付を要しないこととする必要があるので提案する。